○金融庁法務省告示第二号

社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一条第一項（同令第十二条において準用する場合を含む。）の会社並びに社債等登録法施行規則（昭和十七年大蔵省令第一号）第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件（昭和十七年四月大蔵省司法省告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

金融庁長官　畑中龍太郎
法務大臣　小川　敏夫

二中「住友信託銀行株式会社　東京都千代田区丸の内一丁目　住友信託銀行株式会社ホールセール事務推進部」を「三井住友信託銀行株式会社　東京都千代田区丸の内一丁目　三井住友信託銀行株式会社本店」に改め、「中央三井信託銀行株式会社本店」及び「中央三井アセット信託銀行株式会社　東京都港区芝三丁目　中央三井信託銀行株式会社本店」を削り、四中「住友信託銀行株式会社　東京都千代田区丸の内一丁目　住友信託銀行株式会社ホールセール事務推進部」を削る。

○金融庁告示第一号
財務省

保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省令第四十五号）の規定に基づき、平成二十三年金融庁財務省告示第一号（保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項の規定に基づく貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基準として計算した金額を定める件の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年三月三十日

金融庁長官　畑中龍太郎
財務大臣　安住　淳

本則第四号の改正規定中「配当準備金未割当部分」の下に「（ただし、相互会社にあっては、社員配当準備金繰入額から翌期配当所要額を控除した額を含まない。）」を加える。

本則に一項を加える改正規定のうち第二項第四号中「合計額」の下に「（ただし、相互会社にあっては、社員配当準備金繰入額から翌期配当所要額を控除した額を含まない。）」を加える。

○財務省　金融庁
経済産業省告示第三号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年財務省経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

金融庁長官　畑中龍太郎
財務大臣　安住　淳
経済産業大臣　枝野　幸男

目次中「第百六十一条」を「第百六十一条―第百六十一条の三」に、「第七章　マーケット・リスク」を

「第六章の二　ＣＶＡリスク
第一節　算出方式（第二百五十三条の二）
第二節　標準的リスク測定方式（第二百五十三条の三）
第三節　先進的リスク測定方式（第二百五十三条の四・第二百五十三条の五）
第七章　マーケット・リスク」

に改める。

第一条第一号中「平成十九年法律第七十四号。」を削り、同条第八号イ中「すべて」を「全て」に改め、同号ロ中「金融機関の」の下に「Tier１資本の額又は」を加え、同条第三十号中「対するエクスポージャー」の下に「（ソブリン向けエクスポージャー又は金融機関等向けエクスポージャーに該当するものを除く。）」を加え、同条第三十一号ホを次のように改める。

ホ　土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けエクスポージャー

第一条第三十一号リを次のように改める。

リ　信用保証協会等（信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー

第一条第三十二号イ中「第六号に規定する金融機関（同号ロに掲げる者を除く。）」を「金融機関（第六号ロに掲げる者を除く。次号イ(1)において同じ。）」に改め、同号ハ中「（前号トに掲げるものを除く。）」を削り、「エクスポージャー」の下に「（前号トに掲げるものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三十二の二　大規模規制金融機関等向けエクスポージャー　事業法人等向けエクスポージャーのうち、次に掲げる者に対するエクスポージャーをいう。

イ　大規模規制金融機関（次に掲げる者をいう。ロ(2)において同じ。）

(1)　規制金融機関（金融機関、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）若しくは少額短期保険業者（同条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）若しくは第一種金融商品取引業者若しくはこれらに準ずる外国の者又は銀行持株会社、同条第十六項に規定する保険持株会社若しくは金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社若しくはこれらに準ずる外国の者をいう。以下この号、第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）であってその連結貸借対照表の資産の部に計上した額が千億合衆国ドルに相当する額以上である者

(2)　(1)に掲げる者の子法人等（株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号。以下「令」という。）第七条第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）

ロ　非規制金融機関（金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含む。）であって、次に掲げる者以外のもの（金融機関その他の金融システムに影響を及ぼすと認められる者と高い相関関係を有しないと認められる者を除く。）をいう。）

(1)　規制金融機関

(2)　大規模規制金融機関（規制金融機関を除く。）

第一条第四十八号中「すべて」を「全て」に改め、同号ハ中「（株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号。以下「令」という。）第七条第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）」を削り、「同条第三項」を「令第七条第三項」に改め、同条第五十三号中「であって」の下に「、連結自己資本比率（次条に規定する連結自己資本比率をいう。）の算出に当たり」を加え、同条第六十八号中「すべて」を「全て」に改め、同号ハ中「補填」を「補塡」に改め、同条第七十一号の次に次の一号を加える。

七十二の二　ＣＶＡリスク　クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動によりＣＶＡ（派生商品取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。）が変動するリスクをいう。

第一条第七十五号中「第七十七号」の下に「、第百四十条第八項」を加え、同条第七十六号中「この号、第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を「第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」に改め、同条第七十七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第八十号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第八十一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第八十二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第八十三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第八十四号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第八十五号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第八十六号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第八十七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第八十八号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第八十九号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第九十号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第九十一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第九十二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第九十三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第九十四号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第九十五号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第九十六号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第九十七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第九十八号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第九十九号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百四号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百五号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百六号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百八号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百九号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百十号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百十一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百十二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百十三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百十四号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百十五号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百十六号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百十七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百十八号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百十九号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百二十号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百二十一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百二十二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百二十三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百二十四号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百二十五号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百二十六号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百二十七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百二十八号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百二十九号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百三十号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百三十一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百三十二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百三十三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百三十四号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百三十五号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百三十六号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百三十七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百三十八号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百三十九号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百四十号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百四十一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百四十二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百四十三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百四十四号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百四十五号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百四十六号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百四十七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百四十八号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百四十九号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百五十号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百五十一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百五十二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百五十三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百五十四号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百五十五号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百五十六号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百五十七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百五十八号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百五十九号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百六十号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百六十一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百六十二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百六十三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百六十四号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百六十五号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百六十六号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百六十七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百六十八号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百六十九号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百七十号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百七十一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百七十二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百七十三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百七十四号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百七十五号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百七十六号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百七十七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百七十八号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百七十九号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百八十号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百八十一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百八十二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百八十三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百八十四号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百八十五号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百八十六号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百八十七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百八十八号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百八十九号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百九十号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百九十一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百九十二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百九十三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百九十四号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百九十五号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百九十六号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百九十七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百九十八号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第百九十九号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百四号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百五号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百六号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百八号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百九号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百十号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百十一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百十二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百十三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百十四号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百十五号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百十六号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百十七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百十八号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百十九号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百二十号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百二十一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百二十二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百二十三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百二十四号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百二十五号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百二十六号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百二十七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百二十八号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百二十九号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百三十号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百三十一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百三十二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百三十三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百三十四号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百三十五号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百三十六号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百三十七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百三十八号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百三十九号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百四十号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百四十一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百四十二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百四十三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百四十四号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百四十五号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百四十六号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百四十七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百四十八号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百四十九号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百五十号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百五十一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百五十二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百五十三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百五十四号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百五十五号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百五十六号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百五十七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百五十八号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百五十九号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百六十号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百六十一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百六十二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百六十三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百六十四号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百六十五号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百六十六号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百六十七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百六十八号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百六十九号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百七十号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百七十一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百七十二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百七十三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百七十四号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百七十五号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百七十六号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百七十七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百七十八号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百七十九号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百八十号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百八十一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百八十二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百八十三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百八十四号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百八十五号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百八十六号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百八十七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百八十八号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百八十九号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百九十号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百九十一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百九十二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百九十三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百九十四号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百九十五号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百九十六号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百九十七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百九十八号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第二百九十九号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百四号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百五号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百六号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百八号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百九号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百十号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百十一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百十二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百十三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百十四号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百十五号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百十六号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百十七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百十八号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百十九号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百二十号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百二十一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百二十二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百二十三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百二十四号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百二十五号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百二十六号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百二十七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百二十八号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百二十九号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百三十号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百三十一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百三十二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百三十三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百三十四号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百三十五号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百三十六号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百三十七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百三十八号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百三十九号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百四十号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百四十一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百四十二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百四十三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百四十四号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百四十五号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百四十六号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百四十七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百四十八号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百四十九号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百五十号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百五十一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百五十二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百五十三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百五十四号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百五十五号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百五十六号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百五十七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百五十八号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百五十九号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百六十号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百六十一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百六十二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百六十三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百六十四号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百六十五号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百六十六号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百六十七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百六十八号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百六十九号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百七十号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百七十一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百七十二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百七十三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百七十四号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百七十五号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百七十六号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百七十七号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百七十八号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百七十九号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百八十号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百八十一号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百八十二号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百八十三号中「（第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）」を削り、同条第三百八十四号